

総務委員会会議録

平成19年11月13日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 13:44

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので補足説明を求めます。

○ 契約課長

お手元に配付しております資料について補足説明をいたします。薄いほうの資料の1ページをお願いします。平成18年度の工事契約状況でございますが、左側の市長部局発注分でございますが、工事種別ごとに1千万円以上の発注件数、1千万円未満130万円以上の発注件数、契約の方法、契約金額を記載しております。なお右側には、上下水道局発注分を記載しております。

次に2ページをお願いします。1-②の平成18年度の委託契約状況でございますが、左から一般の委託業務と、建築設計、測量等の建設コンサルタントに分けて、1千万円以上の発注件数、1千万円未満50万円以上の発注件数、契約の方法、契約金額を記載しております。なお右側には、上下水道局発注分を記載いたしております。

次に1-③には平成18年度の物品の契約状況を、500万円以上の発注件数、500万円未満50万円以上の発注件数、契約の方法、契約金額を記載しております。なお右側には、同じく上下水道局発注分を記載しております。

次に3ページの1-④には、平成18年度の土地の売り払い契約状況を、一般競争入札分・価格公示分・随意契約分に分けて、件数・面積・売り払い金額を記載しております。

4ページをお願いします。平成18年度の土木、建築工事のランク別の落札率の状況を記載しております。

5ページからは、平成18年度の市長部局発注分の1千万円以上の工事の入札記録を、16ページから20ページまでは上下水道局発注分を掲げております。

次に21ページからは、平成16年度以降の談合情報およびその処理状況を記載しております。

23ページをお願いします。一般競争入札の導入状況について人口規模等類似団体34の市を調査した結果を記載しております。また、そのうち1億円未満で一般競争入札を導入している15の団体については、一般競争入札対象金額・対象工種・対象業者数・地域要件の設定・入札の方法について記載をしております。

24ページをお願いします。1億円未満で一般競争入札を導入している15団体についての、地域要件の設定の方法、入札の方法について記載しております。

25ページから30ページにかけましては、国・飯塚市・旧穂波町の入札制度改革の経過を掲げております。

31ページをお願いします。飯塚市談合情報対応マニュアルおよびそれに伴う様式関係を添付しております。

次に別冊になっております部の厚いほうの資料をお願いします。上下水道局分を含めた随意契約理由書の写しでございますが、最初に目次としまして随意契約理由書一覧表を掲げております。

次に1ページから19ページまでは工事契約分、20ページから227ページまでは委託契約分、228ページから236ページまでは物品契約分の随意契約理由書の写しでございます。

237ページからは、日本弁護士連合会発行の「入札制度改革に関する提言と入札実態調査

報告」の写しを添付しております。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料および補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。

まず資料に関して、資料の1ページに平成18年度工事契約状況調べ（設計金額130万円以上）があります。この合計欄を見ますと、市長部局が契約件数163ですね。契約金額は38億8927万円と。同じく上下水道局が右隣にありますけれども、契約件数は指名競争入札と随意契約合わせまして86件で、契約金額は17億7239万円と。市長部局と上下水道局、比較するとほぼ2対1の割合、比率となっております。

入札に関して言いますと、市長部局は入札件数が150件ですが、契約金額がいくらかお尋ねしたいのと、また上下水道局、入札件数80件ですが、契約金額がいくらになっておるかまずお尋ねします。

○ 契約課長

市長部局の方の150件で、契約金額ですが、38億1049万3千円、それから上下水道局の入札件数80件の分が、17億5392万1千円でございます。

○ 川上委員

この金額、市長部局と上下水道局ですが、合わせますとほぼ55億6000万円という大きな金額になるわけです。

今、当委員会のテーマになっております入札制度改革によって、仮に平均落札率が15%下がって80%になったとすれば、市長部局と上下水道局だけで年間8億4000万円程度のコスト削減につながる可能性があります。入札制度改革に関連する本市の基本的な方針としては、市長は昨年11月6日発表した行財政改革大綱および実施計画、さらに今年3月発表の集中改革プランがあります。また上下水道局には同じく3月発表の集中改革プランがあるわけですね。それぞれこの点についてどんなことが書いてあるのかお答えください。

○ 契約課長

行財政改革大綱の中では、入札・契約の適正化ということで、「公共工事の入札・契約に対する信頼を確保するため、『公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律』および『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針』により公共工事の入札契約について情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取り組みを進めます」ということをうたっております。

それから実施計画の中では、入札・契約制度の改善ということで、適正な価格でより品質の高い社会資本を確保するために、不良・不適格な業者を排除し、談合による落札率の引き上げを防止するなどのための調査・検査体制の充実を図り、契約制度の更なる改善を行う」ということをうたっております。

○ 上下水道部総務課長

飯塚市上下水道局集中改革プランの中では、入札契約の適正化ということで「入札・契約制度の改善、適正な価格でより品質の高い社会資本を確保するために、不良・不適格な業者を排除し、談合による落札率の引き上げを防止する等のため、調査・検査・体制等の充実を図り、契約制度の更なる改善を行います」ということでうたっております。

○ 川上委員

行財政改革実施計画には、今紹介がありましたとおり、「談合による落札率の引き上げを防止する等のための調査・検査体制の充実を図り」と書いてあるわけですね。上下水道局はこれをそのまま引き写して実施計画よりということで記述があるわけですがけれども、同文のところがあるわけです。

ところでこの「談合による落札率の引き上げを防止する等のための」と書いてあるわけですが、この言葉は今現在、本市発注の工事等において談合が行われているとの認識を市長が持っているということなのかどうかお尋ねいたします。

○ 契約課長

この言葉の意味でございますが、入札の結果において高い落札率となったものが仮に談合によって引き上げられたものであればそれを防止していかなければならないというような意味でございます。

○ 川上委員

現在、談合が行われていないという認識ではないということですね。行われていることがあるという認識でしょ。お尋ねします。

○ 契約課長

確かに落札率だけを見ますと高い率の結果が出ておりますが、これが全て談合によって引き上げられたものかどうかということについては、一切、談合等の、この件については情報等も入っておりませんし、そのところの確認はいたしておりません。

○ 川上委員

全部は否定しないがということなんですね。

それで、あなた方は談合情報があっても、いろいろ調査もしたけども、当事者が、関係業者が認めないというようなことを言うわけです。それをもって談合はありませんでしたというようなことも言われるんですね。

そこで、談合情報については資料集の21ページ、22ページに、談合情報および処理の状況（平成16年度以降）という資料が市長部局、上下水道局について出されています。

これは、合併を前後した時期なんですね。これ見ますと21ページですが、市長部局では工事2件に対して談合情報が7件寄せられております。そして入札の結果、そこに書いてありますとおり、間組・九特興業建設共同企業体が、落札率98.50%、それからもう1つの方はりんかい日産建設（株）が落札率94.72%、いずれも記載のとおり、情報内容にあった業者が落札しています。

一方22ページになりますけれども、上下水道局では工事4件、委託2件に対して談合情報が4件寄せられています。入札の結果見ますと、（株）松尾設計と国際水道コンサルタント（株）が、よく聞く名前ですが、落札率非公表および下って、（株）東芝が落札率96.87%、扶桑建設興業（株）が98.42%、つまり工事および委託6件中4件で情報どおりの業者が落札しています。残る2件はどうかということなんですが、この残る2件のうち岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事を落札率94.84%で受注した前澤工業の幹部は、あっせん利得処罰法違反事件の捜査と裁判の過程で自ら談合した事実を供述しております。

つまり市長部局と上下水道局の発注8件のうち6件で談合情報どおりの業者が落札し、1件は落札した業者が自ら談合したと認めたわけです。ですからこの資料にある一連の談合情報は、私は正確と見るべきではないかと思うんです。本市においては市長が発注責任者ですが、これらの入札については談合があったのではないか、そう思いませんか。今日は市長が欠席されておりますので、副市長に答弁を求めます。

○ 契約課長

市長部局の発注分の2件につきましては、それぞれ談合情報が3業者にまたがった、異なった情報でございます。この情報に基づきまして、談合について事情聴取を行ったわけですが、その市が行う調査の中では物的な証拠とあるいは談合の事実がつかめなかったという状況でございます。

○ 川上委員

上下水道局にはまたお尋ねしますけれども、副市長、私はこの談合情報、今言ったような理

由で正確な、相当正確な情報だったと思うんですね。ですから、たまたま落札業者が情報内容どおりだったというだけではなくて、談合があったんじゃないかと思うんです。副市長はどう思われますか。

○ 総務部長

先ほど契約課長が答弁しましたように、そういった情報があったものですから、手続きに沿って各業者から事情を聞いた。そのときには否定をしたということで進めたということですので、その時点では市といいますか、旧町ではその情報は確認できなかったということでございます。

○ 川上委員

談合というのは市民の血税を喰い物にする行為ですよ。こういう重大事件があったという情報が提供されて、情報どおりの業者が落札する。8件のうち6件でそのとおりになると。残る2件のうち1件は、前澤工業ですよ、は誓約書入れてるんですね、これ。談合はありません、しません。そして入札に臨んで、裁判の傍聴しますといろんなことが出るんですが、あまり落札率が高いと疑われるので、94.・・・何ですか、にとどめたと。そんなことまで言ってるわけですけども、誓約書を書いたり、やらないと誓った当事者が、のち、裁判や捜査の過程で、実は日産プラントと水道機工と神鋼環境ソリューションと荏原製作所と談合しましたと自らいってるわけですよ。だから8件のうち6件、7件で、言うなら情報どおりですよ。これを見て、この事実を見て談合があったと副市長思われませんか。

○ 総務部長

手続きとして、そういった情報が入ったら、それなりの調査をして、ここに書いておりますように誓約書を提出させて、ないということを確認して入札をしたということでございますので、その時点では確認できなかったということだけしか、お答えのしようがございませんが。

○ 川上委員

本委員会は入札制度改革について審議をするんだけど、同時にあなた方も先ほど答弁があったように行財政改革の路線に沿って改革をやろうと今してるわけでしょ。そういうときに目の前に発注責任者、副責任者がいてね、答弁立てないというのはどういうことですか。物的証拠がないとか、談合している相手に談合しましたかと聞いて、ハイってなかなか言わないでしょ。談合しましたと、これからしますというふうにその業者もし言ったらどうなりますか。場合によっては倒産してしまうじゃないですか。ずっとそれで仕事をしてきている場合は特にね。だから簡単に言わないでしょ。そういうことはあなた方分かっていて、百も承知の上で、議会に対して物的証拠がないとか、本人が否定するからだとかいって、談合があったかなかったか分かりませんと、そういう答弁を繰り返して、副責任者立たないと。穎田幼稚園とか、庄内幼稚園の子どもたちからは毎月千円のバス代を、あなた方情け容赦なく取り上げていってるんですね、先月から。3カ月滞納したらあなた方バス乗せないわけでしょ。そういう談合の情報が来た会社には非常に寛大で、大事な飯塚市民、飯塚の子どもたちに対してはこんな情け容赦ないことをしてるわけです。

それではあなた方が先ほど言った実施計画だとか上下水の集中改革プランの中で談合による引き上げを防止するといってる落札率の状況についてです。

西日本新聞7月3日付は「飯塚市、談合が常態化？落札率99%過半数」と書きましたね。ご覧になってるでしょ。市幹部の皆さんはこの記事見られてどういう実感を持たれましたか。資料集の4ページにランク別の落札状況調べがあります。土木一式工事、建築一式工事があるんですが、私はこれ今は土木一式工事に着目したいと思うんです。市長部局と上下水道合わせますと、土木一式工事は平成18年度、75件になっています。これ見ていきますと、落札率99%以上は50件、3分の2なんですね。大勢を占めているといっていると思うわけです。さらに落札率90%以上、これも大変高い率ですよ、落札率90%以上なら71件と、もうほ

とんど全てとっていいですね。Cランクに3つ90%未満があるだけです。失礼、Fランクに1つありますね。4つ90%未満があるだけです。全体としてご覧のとおり工事の規模が大きい方が落札率は高いですね。これは市長部局も上下水の方も同じですね、傾向としては。そこでどうしてこんな100%に近い落札率が飯塚市においては大半になるのか、副市長、長い行政経験もおありだと思いますので、お考えを伺います。

○ 契約課長

確かに落札率につきましては、高い状況が続いておりますが、落札率につきましては入札業者が設計図書に基づきまして見積をしました結果でありますので、必ずしも落札率が高いからといって、その全てが談合につながっているものとは考えておりません。

○ 川上委員

先ほど紹介した新聞は、飯塚市で談合が常態化しておるのではないかということなんですよ。実は談合がその自治体で常態化するためにはシステムが必要ですね。現地説明会で顔合わせてこんにちとは、はじめましてと。で、帰りに喫茶店で談合というわけには行かないでしょ。こんなに99%、100%に近いのが大半なんですから。これはシステムがあるんじゃないですか。

行橋の事件がこの間ありましたね。裁判が始まりました。検察の冒頭陳述報道した記事がありましたね。これはその陳述の中では、民間側の恒常的な談合システムのことしか書いてませんでしたけどね。政治家だとか、行政幹部のことについても裁判の中で明らかになっていくでしょ。そういう状況の中で入札制度改革を検討してる飯塚市の総務委員会に対する答弁で、今のような答弁では納得いかないですね。

資料に戻りますけど、資料集の5ページから21ページにかけて、設計金額1千万円以上の入札記録、平成18年度分が市長部局と上下水道局の分が記録が載せられています。ご覧のとおり、とにかく100%近い数字が並んでいるわけです。副市長、この数字見ても部長、課長が答弁されたように入札の結果だからしかたがない、こういうようなお考えですか。

○ 契約課長

同じような答弁になろうかと思えますけど、あくまでも入札の結果でありまして、この中の分につきましては、談合情報等は一切入っておりませんし、同じ事になりますけど、あくまでも入札の結果だというふうに思っております。

○ 川上委員

副市長、もう随分副市長と言っているんですが、先ほどから言ってますけど、市民の血税を投資してるわけじゃないですか、投入してるわけでしょう。冒頭申しましたけど、もしこれが仮に80%（ここからテープ不調で聞き取り不能）ずっと副市長と言ってるじゃないですか。どうして立たないかという質問はしたくないので、ちょっと副市長、これだけの資料が出てくるんですから、お考えがあるでしょう。お尋ねします。

○ 副市長

先ほどから何回もご指名を受けております。先ほど、課長が答弁いたしましたように、これは事前に予定価格の公表して入札を行っております。そして、この入札の基になりました設計額というのは、それぞれ部掛表を基に公平な設計でしております。それから、一応予定価格というのを引いたのが、いくらか率を下げたところで予定価格というものを設定しております。その中で、業者の方に自由競争でもらうというシステムで行っておりますが、それぞれの業者の方は、やはりいくらかでも深く落札したいという気持は持っておられて入札に臨んでおられるというふうには私は考えておりますので、落札率が非常に高いから必ずしも談合が全て行われておるのではなかろうかというのは、いかがなものかと思っておりますし、またそういう情報があれば、必ず内部で作っております協議会できちっと審査をいたしまして、防止もいたしておりますので、そこらへんはご理解をお願いしたいと思っております。

○ 川上委員

今の副市長の答弁だと、談合はあつてるかもしれないけれど、私達の目には見えないというようなことで、そういう認識であれば見えないんだったら入札改革もあまり力入らないでしょう。そういう無責任な答弁は止めて、どうしてこんな高い落札率が続くのかと、100%近いんですよ。そういう問題意識で、この平成18年度分について、工事見積書の吟味などを含めて一度徹底調査してみるお考えありませんか。これすると、必ず今進めようとしている入札制度改革に実を結ぶと思うんですよ。どうですか、徹底調査する考えはありませんか。

○ 契約課長

工事見積書の吟味ということですが、今後は低入札も含めまして全体的に見積書の提出などを含めまして、その吟味を検討していきたいと考えております。

○ 川上委員

今後はということなんですが、現実には起こっている高い落札率ね、ここに光をあてて目を向けて、何がそこで起こっているのかということをはっきりさせる必要があると思うんですよ。行財政改革実施計画は、くどいんですけど、談合による落札率に引上げを防止する等のための、99.92%とかあるわけですからね、上がるとすれば100%になるしかないんですよ、極端に言えば、それを防止するっていう水準じゃ困るでしょう。しかしいずれにしても、あなたの方が、このように述べている立場から言ってみれば、入札制度改革は今後正しく進めていくためには、先ず本市で起きている現実の問題から出発しなければならないというのは当然だと思うんですよ。そこで私は現実には起きている問題として、第1に明星寺床上浸水対策の潤野枝国都市下水路新設工事において100%近い落札率が続いている問題。第2に談合疑惑の水道機工に浄水施設管理運転を5億8470万円で3年間上下水道局が一括委託した問題。第3に岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事をめぐり行政への深い関与の下、談合が行われたとされている問題。この3つの問題について質問して、教訓を明らかにして入札制度改革の論議に資するようにしたいと思うわけです。

そこでまず潤野枝国都市下水路新設工事についてですが、はじめにこの工事の契約実績に関する資料の提出を、旧穂波町発注分を含めて求めたいと思いますので、委員長において取り計らいをお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたしますが、ただいま川上委員から要求のあつております資料は提出できますか。

○ 契約課長

今、資料要求のありました潤野枝国都市下水路新設工事の件についてですが、旧穂波町発注分も含めまして、資料の提出をさせていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

準備されていますので事務局に配付させます。

暫時休憩します。

休憩 10 : 41

再開 10 : 50

委員会を再開します。

資料が提出されましたので、引き続き質疑を許します。

○ 川上委員

資料ありがとうございました。

1枚目が旧飯塚市から新飯塚市の発注の実績ですね。2枚目は旧穂波町の発注実績ということですね。

そこで、はじめにこの潤野枝国都市下水路新設工事の事業なんですが、目的、総事業費、スケジュールおよび進捗状況、お尋ねします。

○ 都市計画課長

委員の聞かれます事業は、明星寺川流域の浸水対策事業でございまして、平成13年度から最終的には平成22年度まで行われる事業でございまして、委員の言われました下水路の事業につきましては、総延長2460メートル、事業費にしまして約28億円でございまして、現在平成18年度末での整備延長は1857メートル、整備率にいたしまして75%でございまして。

○ 川上委員

この事業は着工から3年目の2005年の7月19日、集中豪雨被害を教訓に見直しがかかったと思うんですが、いずれにしても市民の生命、財産を守る非常に重要な、極めて公共性の高い事業だと思うんです。そういう事業なんですが、提出されたこの資料見ますと、1枚目の20工区ありますが、この20工区のうち実は16工区が落札率99%以上なんですね。その99%以上の中で最低は99.32%と。最高は99.92%なんですね。ほかに99%以下の落札率があります。5番の70.65%、9番の75.50%、20番、74.30%となっているわけですね。一方で70%台があるのに、一方で100%近い落札率が並んでいると。工区ごとに技術的にはそう大きな違いはないと思われる工事ですが、どうして一方で70.65%と、比較的低い落札率があるのに、ほとんどの工区がなぜ100%近い落札率になるのか、副市長、関心がありませんか。

○ 契約課長

確かに落札率を見ますと非常に高い率になっております。先ほども答弁いたしましたが、これはあくまでも入札による結果だというふうに思っております。

○ 川上委員

この落札率を高い方から順に見ていきますとね、5位まで、100%に近い方からずーっと下がって5位まで、(株) 坂平産業が落札しておるんですね。で、もうそこにあるわけですから数字言いませんけど、とにかく最高は99.92%です。特定の企業が、どうしてこんな高い落札率で仕事を続けることができるのか、そういう疑問がわくでしょ。入札の結果だからといって済むことではないんじゃないですか。副市長、どう思われますか。

○ 契約課長

この潤野都市下水路の工事につきましては談合情報等は一切来ておりませんし、先ほどと同じような答弁になるかと思いますが、あくまでも入札の結果だというふうに考えております。

○ 川上委員

まあ落札率が高ければ、高いだけで談合とはいえないと。談合情報が来れば、本人が否定したからといって談合ではないと。もうそんなのんきなこと言ってる場合じゃないでしょ。市民の税金を預かる立場の市長、行政の皆さんが、この事実に重大な関心を持たない方がおかしいですよ。これは100%近い落札率がこの都市下水路事業で常態化しておることを示す資料ですよ。この坂平産業を含めて100%近い落札率で受注した業者に会って、直接会って事情調査をしたことがありますか。

○ 契約課長

調査したことはありません。

○ 川上委員

実はこの問題については、昨年7月7日の予算特別委員会でも指摘をしたことがあるんで

すよ。そのときは13工区であったんだけど、固有名詞は言いませんでした。その後も非常に高い落札率で同一企業が受注していつてるんですね。これは私は重大な問題意識を持っております。今まで当局の側もこの1年間、そういう指摘があったにもかかわらず、調査してこなかったということなんだけど、今後調査するつもりはありませんか。お尋ねします。

○ 契約課長

今のところ調査する考えは持ってありません。

○ 兼本委員

今、川上委員の方から過去の入札結果が、落札率が高いということで、市民の税金をムダ遣いしてるんじゃないかというような指摘がかなり強くあってるわけです。西日本新聞にも記事の中にありましたように、談合が常態化されてるんじゃないだろうかというようなことを踏まえまして、我々総務委員会はそれをいかにこの落札率を下げるかということについて今鋭意、この委員会が付託を受けてやってるんだろうと思ってるんですよ。過去のことについて調査するのも結構ですけど、過去のことをやって前向きなことをやらないと落札率の低下ということではできませんので、1点だけ過去のことについてお尋ねしたいと思うんですが、うちの談合情報マニュアルでは、談合情報が入ったときには警察の方にもこういうようなことがありましたよということをお届けすると思うんですけどね、それは届けておられるんですよ。

○ 契約課長

公取の方と警察の方には届けております。

○ 兼本委員

先ほど川上委員指摘がありました、私は裁判の傍聴に行っておりませんから詳しくは知りませんが、傍聴、裁判の席で前澤の方が談合やりましたということが、もしも仮にそういうふうなことがあったとした場合に、司直の方は当然、司直の方も恐らくそういう情報はつかんでると思うわけですけど、この件につきまして当然談合情報がありましたよということで警察に届けてますよね。公取と警察届けるでしょ。そうすると終わった後にそういうふうな裁判の過程において、当事者が実は私談合やりましたということがもしもあったとした場合に、私は傍聴してませんから知りませんよ。言ったかどうかは知りませんがね。川上委員のお話では裁判の席上、談合しましたということを行いましたということは今さっき言われましたけどね、そういう場合には警察の方には、行政の方もそれは聞いたかどうか分かりませんがね。警察の方も当然それつかんでると思うんですけど、その後この件について談合で取調べがあって、飯塚市の方にいろんな問い合わせがあったかどうかその点は何かありましたか。

○ 上下水道部長

庄内の事件につきましては確かに裁判の中で検察側の方から談合についての供述の内容の照会がありました。そういう形で警察につきましても、その捜査段階でそういう供述のあったものについては十分捜査をされたと思います。その結果立件はされないというふうな形になったんだろうと想定されます。私どももそういう裁判傍聴行きて、そういう供述の中で関係各社を呼びまして事情聴取をした結果、談合はしていないというような事情聴取の段階でございましたので、そういう経過を踏まえまして、当然捜査当局はそういう情報を入手し、調査をしたと考えております。

○ 兼本委員

司直の手で談合が明らかにできなかったという事実を、行政の方で当事者に事情聴取をしたからといって談合があったかどうかということ、これを調べるといいうことは恐らく困難なことだろうと思うんですよ。だから終わったことについて当然こういう高止まりということについては何らかの形があったんじゃないだろうかというような推測はつきますけど、しかしこれも証拠も何もないことには談合だということを決め付けるわけいけないわけなんですよ。当然今の話でありますと、前澤の方では談合やりましたよと言って、うちの方は談合情報が入

りましたよということで警察にも届け出ておるんでさえも談合を摘発できなかったということは、恐らくこの談合というのはかなり根の深いもので、相当な証拠が挙がらないと全国規模でも談合、いろんなこと挙がってますけど、かなりこれは厳しいものだろうと思うわけですね。だからそれをいくらかでも談合ができないような入札制度に変えろうということで今やってるわけですからね。過去のことを検印しながら今後の改善に向かってやられるというお考えの、川上委員のお考えは分かりますけどね。やはり過去のことをいくら時間かけてやったとしても、そして当事者にいくら情報、調べたとしても警察でさえ挙げられないやつを行政が何で挙げられるかということになるろうかと私は思うんですね、私はですよ。だから、今までのご質問されてまして、いろんな資料をいただきますと、我々も見ますと大変これは市民の税金をムダ遣いしてるなというようなことは分かります。しかし、これも飯塚市の技術も一生懸命設計をやりながら、やはりこれだけの金額であれば我々が望んでいる立派な工事ができるだろうということで設計金額とっておるわけですからこれが低ければ粗雑工事にもつながるという恐れもありますので、高いがいいか低いがいいかということはなかなか後でやってみらんと、橋なんか後でポトッと落ちるようなこともありますし、だから高いがいいか低いがいいか分かりませんが、しかし、今社会問題となってます談合というのは、やはり防止策を考えられないけん。国においても入札・契約の適正化とか支援方策の支援とかいう形でやとるわけですね。そうなりますと、行政の方で工事の設計をやられる方と、業者が工事内訳書、今後工事内訳書なんか出させると思いますが、工事内訳書なんかをかなり綿密に検査をする技術屋さんというこのウェイトがかなり大きくなると思うんですよね。これについて今飯塚市の方では技術屋さんというのはだんだんだんだん少なくなって来てるわけですけど、私はむしろそういうふうな高度の知識を持った技術屋さんを導入して、そして現課で見積もったやつをまたそこで審査でチェックしながら、これが本当にこれだけの金額が要るのか要らないのか、そしてまた今後低入札とかいうようなものが入ってきますと、それで本当に工事ができるのかどうかというようなものの、私は技術屋さんの力はかなり必要になってくると思うんですけど、技術屋さんの部長さんというのは今日はみえてないですが、管理者ひとつその点はどうお考えですか。

○ 上下水道事業管理者

私にということで、技術屋の中では今日はこの席の中では都市計画課長がみえてあるだけでございますので、ただ今、兼本委員の言われましたように、私も役所入って45年になりますけれども、ずっと30年間、設計をやっておりました。川上委員が小学校か中学校時代ぐらいだろうと思いますが、その当時の昭和の私43年からずっと設計やっておるんですけども、その当時は今みたいに電算みたいな機械もございませんし、いちいちそろばんで数字上げていきます。当時の設計というのは本当に何十何円何十何銭まで全部設計積み上げていくんですね。それを全部合計しまして、設計金額が出るんですけども、その設計金額で今言われましたけども、恐らく安いでもいいもんじゃ無し、いい品物ができるということではございませんし、我々何でその当時から聞きますと、設計金額をこれだけ苦労して設計金額を弾いておるのに、何でポンと何パーセントか引かれた数字で契約がなされるか、それ自体がその当時はよく理解できませんでした。そうしたら、もう少し簡略して何十何銭という数字まで出さんでもいいやないかとぐらいに思っておりました。その設計の内容によると今、川上委員、金額でものごと判断されておると思いますが、物にはやはり品物買って、そこに工事しなきゃいけない。品物のウェイトが、物品のウェイトが大きく占めておる場合もありますし、それから土工なんかは特にそうなんです、取った業者が自分のやり方、段取りとといいますか、そういうようなやり方によって、例えばトラックの5トン車を持っておる方は10回運べばドロは終わる。5トンを持たんで2トンしか持たない人は何十回運んで全部やられる工事もありましょう。業者によってそれなりの考え方が違うし施工のし方もやり方も違うだろうと思います。ですからそこ辺りが、今ひとくちに金額だけの仕事量で落札が高いから安いからということとは私はちょっとそ

こ辺り入って考えてみてもらって、現場に実際に我々はその当時からスコップを持って1日に人間がどれだけの穴を掘れるか、そこまで下積みでさせられたこともございますし、そういうのも一概には工事高で入札率がどうのこうのといわれるのはどうかと思うんですが、これは建築工事もございましょう、機械工事もございましょう、電気の工事もございまして。いろいろ分野が違いますが、そこ辺りがもうちょっと理解してもらわないと、安けりゃいいという仕事じゃないと思いますので、そこ辺りは理解、例えば私も建設部おりましたので、特開とか緊就とか昔ありましたが、あれは労力です。賃金は国から県に、皆さん、川上委員もよくご存じだろうと思いますけれども、賃金なんかは公表されておるんです。大体こういうものは我々設計するのは賃金なんかマル秘なんです。役所内賃金代という、設計するというよりも人件費なんか全然マル秘なんです。ところが労働省で発表しておる賃金は何ぼですよという、示されれば、その金額が出てくるんですよ。そうするとこの仕事には何人の延べ人数を出されますと、それが工事金額出てくるんですよ。ですから工事内容にもよりますので、一概に落札がどうなるかということは私はちょっとそこあたりは考え方が、間違っていると云われればそれまででしょうけど、人それぞれ考え方が違いますし、私は若いときから設計をずっとやってきた、そういう想いでここで今、話させてもらっておるんですけども、内容はご理解をお願いしたいと思います。

○ 兼本委員

それともうひとつ今度視察に行っていていいお話を聞いてきたんですけど、ドロを取るときにドロを捨てるどころ、それから穴があってそれを埋められないかところの工事を一緒に出すことによって工事金額を下げるといような工事の出し方をしておりますといようなことも聞いてきました。だからやはりドロを取ってドロを捨てることによって1立米何ぼで捨てるということで、ドロが欲しいところはそれ買いたいといようなところもありますけど、主に捨てるといようなところ、それから今度は埋め立てのためにドロが欲しいといような公共工事があった場合に、同時に出すことによって単価が安くなるといようなこともあるといことで聞いてきたんですけどね、確か日立市だったと思いますけどね。だからやはり現課で工事を出すときに例えば急がない工事であれば、そういうふうな工事と一緒に出すことによって工事の単価を下げるといような方法もあるといことですよ。そうすると設計金額もずっと下がってくるといことになるわけですよ。だから落札率云々ばっかりじゃなくして、やはり発注側もそれなりの努力を私は必要、すべきだろうと思ふんです。同じところ、例えば下水道の工事をやるときに水道工事があるときに、もう一緒にしないで、1つが終わってこっちをやって、また掘ってといようないろんな二重の工事をやるんじゃなくして、1つの工事のときにドーンと1つやってみれば、1つの工事で済むといような形もありますので、飯塚はそれを取り入れて今やってるようですけどね、出す方もある程度考えて発注すれば、工事の単価もずいぶん下がってくるのではなかろうかと思ふんです。だから落札率も当然競争性ですから、競争の原理という観点からだけ捉えると、当然99.何%といことは、我々民間人としては考えられない数字なんです。ただこのようにふうなことがずっと今まであつてるといことは、あつてるわけですから、何らかがあつてるのかなといようなことは考えられないかんかなとい気もします。だから今後どういふふうなことで入札制度をどういふふうにするにによって例えば言われるように80%台に落ちるものか、それをやってもなおかつまだこの数字に近い金額になるものか、これは新しい制度を導入してやってみないと分からんと思ふんですけど、当然そういふふうな方向でひとつご審議をしていただきたい。過去のことをいくらほじくってやったとしても司直の手でさえ談合を裁判所で被告人尋問かなんか知りませんがそういうことで談合をやったといことの事実を明らかにしてでもこの前澤工業の件については談合として挙げられなかった。当然挙げられないといことになれば、損害賠償の請求も何もできないわけですから、これはやっただろう、やったんじゃないかといようなことだけでいくら審議した

としても、これは入札制度の改革にはならないと思いますので、私はひとつは川上委員の質問も十分真意は分かりますけどね、もう少し入札制度をどうすれば、今川上委員が持たれてるような疑問点をじゃあこうすればよくなるんじゃないかということの指摘をしての審議に進めていただきたいということをひとつ川上委員が言われた裁判で、公の場で談合やりました、そして警察にも届けてることでさえ、談合として摘発できなかったということは、行政に、いくら事情聴取をしなさい、何をやんなさいと言っても、談合やりましたという、先ほど本人の口からも談合やりましたということ言えないでしょということ言われたわけですからね、当然談合やりましたということは私は言わないと思いますので、ひとつそういう方向で審議をやっていたら我々も十分聞く方としても参考にさせていただきながら委員会運営ができるのではなかろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

兼本委員の最後のくだりはよく分かるわけです。兼本委員の質問に対して上下水道事業管理者が答弁されました。入札制度改革については確かに品質の確保とかいう側面は重要な側面としてありますよ。それが分かるからこそ私は先だって9月議会で目尾中継ポンプ場の現場で鉄筋不足の工事が行われたという関係業者の指摘があつて、あなた方が調査を最後までやらなかった。この問題について指摘したところですね。同時に事業管理者の先ほどの落札率に関する認識は誤っていると思います。今の認識から言われると、先ほどの話からすると、行政は品質確保の立場で努力して、設計金額も出し予定価格も出しておると。それが最高の品質を確保するためには必要な額だという認識でしょ。そうするとね、落札率はその認識からいけば100%であることが少なくとも望ましいということになるわけですよ。変でしょ。じゃあなぜ競争入札をやるんですか。だからその問題とこの問題は関連はあるけど切り離してやらないといけない面があるんです。私はそう思うんですよ。だからその立場から上下水道局の3月発表して、市民の公表したのはいつでしたかね、ずいぶん遅れたと思いますが。入札制度改善が集中改革プランにうたわれるわけですよ。上下水道局含めて飯塚市全体で公共工事などの発注で大きな問題になって、入札制度を改革するのであればこの側面を絶対に逃してはならないのがこの落札率の高さ、100%近い落札率ですよ。これが、もうくだいですけど、ときどき生まれるわけじゃないんです。常態化してるわけですよ。なぜ常態化するのかと、この100%近い落札率が。行橋のようにそういうシステムがあるんじゃないかと。探して、あるのならここをメス入れなければ直らないでしょ。だから確かに言われるとおりの未来のことを言わないといけません。そのために現実にある、そういうシステムがあるのであればここにメスを入れる必要があるから今日の前で起きている、私先ほど3つ言いましたけど、この代表的な問題ですよ。この問題についてキチンと教訓も明らかにする。そして何よりも発注責任者がそこにメスを入れるぞという決意を固める。そしてそれを明らかにする。私議会でも言ったことあるとおもうんですが、事業管理者が昨年6月にこの調査すると、岩崎浄水場事件問題、調査すると。そしてその結果に基づいて賠償請求しなきゃならんときにはする。刑事告訴もする。そういうふうに言われたわけです。これがある程度、全国あるいは地域内の業者に対して、上下水道局は今後は談合は許さないというような決意を示したものと受け止められてると思うんですよ。一定の抑止力効果があったかもしれない。だからそういう決意を示すことから大事になってるんですね。それで先ほどの質問との関係で続けたいと思うんですが、市長部局に戻りますけど、都市下水路問題、こういう状態が続いてるんだけど過去に調査したことがあるかと、ないと。今後しないのかと、考えないということなんですよ。ところがこの資料にまた戻りますとね、今度契約金額見ようと思うんですよ。契約金額、大きい方から並べてみますとね、また問題意識が沸いてくるわけですよ。上位7件ですね。契約金額の大きい上位7件とってみますと、このうち5件が坡平産業が受注してるわけです。だから落札率も高い方からずっと坡平産業がとると。契約金額も今言ったような状況なんです。どうしてこういうことができるのか。

私はこの事実を少なくともこの1年間議会で指摘を受けたにもかかわらず調査もしないでいるのはおかしいと思うんですね。それで、今回の入札制度改革にはこの問題、事情調査が不可欠であると思います。私は市長の責任で十分な調査を行って、その結果を市民に公表する責任があると思うんですが、副市長、お考え伺います。

○ 契約課長

先ほどと同じような答弁になりますけど、今のところは調査する考えは持っておりません。

○ 川上委員

坡平産業に事情を聞きもしませんか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:24

再開 11:30

委員会を再開します。

○ 契約課長

何度も同じ答弁になって申しわけありませんが、今のところは調査する考えは持っておりません。なお、今後につきましてはできるだけ談合の起きにくいような環境づくりをしていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

今の答弁では、潤野枝国都市下水路事業において100%近い落札率が今後も続くというふうに、私は非常に懸念するわけです。それで、どうしても市長は十分な調査を行って、この都市下水路事業に関わって結果を公表すべきだというふうに要求して質問を続けます。

それで、18年度の落札率が非常に高いという問題と、都市下水路事業にかかる落札率が非常に高い、100%近いのがもういくらでも並んでるという指摘をしたんですが、調査を求めましたけど調査はしたくないということのようです。それで、今後の問題です。私は、本当はここから十分な教訓を引き出す必要があると思うんですけど、一定の基準を超えた高い落札率になった場合には談合がなかったかどうか、関係者に事情をたずねるルール、これを入札制度改革に盛り込んでどうかと思うんですね。現在はいろんなこと検討されてると思いますが、その中の1つにこの問題、盛り込むお考えありませんか。お尋ねします。

○ 契約課長

高い落札率となったときに、関係者に事情をたずねるルールをとということでございますが、それにつきましても今のところは考えておりません。

○ 川上委員

あなた方は現実には目を向けなくて、現実はどうなってるか全然分からないままで入札改革だ、入札改革だ、行革だと叫んでるだけです、それだったら。先ほど言ったじゃないですか、工事見積書をチェックかけるとかね。あなた方は本当に行財政改革実施計画の中で、談合による落札率の引き上げを防止するというふうに言ってるんですけど、本気ですかと私は聞きたいですよ。あなた方はこういう記述の中で、談合があれば落札率は高くなるとの認識は示しているわけですよ。それだったら、一定の水準を超える落札率の場合、必ず調査する。こういうルール作ったらどうかと聞いてるわけじゃないですか。考えがないというのはおかしいんじゃない。副市長、どうしてもこういうルール作れない理由が何かありますか。

○ 契約課長

落札率が高くなった場合でございますが、先ほども答弁しましたが、それが全て必ずしも談合に結びついてるものとは考えておりませんので、今のところはそういった入札制度の中でのルール作りについては考えておりません。今後は先ほども言いましたが、できるだけより談合がしにくい環境づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

副市長、今課長が答弁された談合しにくいルール作りの1つに、これは貢献できるんじゃないですか。一定の水準を超える高い落札の場合、必ず工事見積書その他含めてね、必ず調査するというルール、市として明らかにするわけですよ。これだけの、まあいくつもあるうちの1つですよ、これは。そういう構えでおるんだということを示すこと、重要だと思うんですよ。これができない理由が何かありますかと聞いてるんですよ、法律上の理由、ないでしょ。飯塚市独自に何かこういう、調査にも行けない、これから先ですよ、行かないと言わなければならんような何か理由があるんですか。

○ 総務部長

先ほども担当課長が答弁しておりますように、入札制度というのは価格だけで全てが、(発言するものあり)入札制度というのは公正な競争、適正な価格で質の高い公共調達の実現というのが目標でございますので、そういった面で、価格だけじゃなくて公正な競争が行われてるかどうか、そういったシステム作りが非常に大事ではないかと思っております。

○ 川上委員

副市長も総務部長と同じ考えですか。

○ 副市長

先ほども私ご答弁申し上げましたように、こういう工事の入札に関しては、まず設計書でいたいどれくらいの費用がこの品物を作るにはこれだけの適正な費用でこういうふうになるという設計書ができます。その設計書が基本だろうと私は思っております。それに基づいて発注者の方にすれば、それよかいくらかでも安い値段で同じ品物ができるようにということでこういう入札制度を行っておるわけですね。その中で、ではそれぞれの業者という方は、例えば資材なら資材を持っておられる方、持っておられない方、あるいは先ほど水道事業管理者が申しました、例えばトラックでも大きいトラックを持っておる方、小さいトラックしか持っておられない方、それから人夫を抱えておる方、抱えてない方、それから技術者でも、非常に多くの技術者を抱えておる方、抱えてない、いろんな事情があってその中でこの工事に対しては自分のところはこの値段で応札できるんだという結論で出されておると私は理解しております。ですからその結果が非常に落札が非常に高くなるときもありましょうし、低くなるときもあるかもしれません。そういうふうなことで、入札というのはそれぞれの応札される方の自由な立場で自由な価格で応札されるのが、その結果が落札率という結果に表れておるものと考えております。したがって、談合というのはそれは社会的に許されるものではございませんので、発注者とすれば談合のできにくいシステムにするにはどうしたらいいのかということで今いろいろ研究もしておりますし、また今までも、例えば談合がしにくいようにということで、例えば落札予定価格を公表してしまおうとか、最低制限価格も公表していかうとかいうようなことで、いろんな暗中模索というんですか、いろんなことを試して談合のできにくい環境づくりに今まで努力してきたつもりでございます。それが今十分なのか不十分なのかということでございましょう。当委員会が入札制度についてということでよりよい入札制度、こういうふうな提言、例えば今川上委員が言われよりも一定率以上のものについては必ず調査をするということになると、その方が談合を前提にしたような調査というような格好にもなりかねません、先ほど私が言いましたように、応札される方はやっぱりそれぞれの立場で、自由なことで、自分の意思で決定された札を入れておられるものというふうには私は考えておりますので、先ほどから担当課長が答弁しておりますように、談合がしにくい環境づくりに今後とも努力してまいりたいというふうには考えております。

○ 川上委員

納得できないですね。

飯塚市の公共工事等の落札率が100%近い水準がずーっと続いて常態化しておると。全

国的にみても非常に異常な事態だという認識がないということですね。だから、異常だと認識すれば、議会からわざわざ言われなくとも、共産党がわざわざこんなに大きい声出して言わなくっても、調査するでしょ。ちょっと聞かせてくれと。それすらもあなた方はしないというところに暗たんたる想いを持つわけです。

都市下水路問題について第1で質問してまいりました。第2については、水道機工の問題についてお聞きしながら、上下水道局の談合による落札率の引き上げを防止するという決意についてお尋ねしていこうと思うんですが、委員長、その前に関連の質問があるのであれば、優先してもらっても構いませんけど。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:42

再開 11:43

委員会を再開します。

○ 川上委員

次に、談合疑惑の水道機工に75ある本市の水道施設の管理運転を5億8470万円で3年間、一括委託した問題について、上下水道局に質問しながら、談合を許さない決意がどの程度あるのか、お尋ねしていきたいと思うわけです。

そこではじめに、水道機工が受注するまでの経過が分かる資料、提出を求めたいと思います。委員長の取り計らいをお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま川上委員から要求のっております資料は提出できますか。

○ 上下水道部総務課長

資料については提出させていただきたいと思います。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。準備されておりますので、事務局に配付させます。

暫時休憩します。

休憩 11:44

再開 11:45

委員会を再開します。

○ 川上委員

資料いただきました。

まず今回の浄水施設管理運転の一括民間委託の行政改革上の位置付け、目的および効果についてお尋ねいたします。

○ 上下水道部総務課長

この事業委託につきましては、鯉田浄水場ほか6浄水場の運転管理業務および検針業務を委託するものでございます。これによりましてコストの削減と、一元化した業務の委託を行うのが目的でございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:46

再開 11:46

委員会を再開します。

○ 川上委員

先ほどから言っておりますように、上下水道局が3月取りまとめた集中改革プランには、談合による落札率の引き上げを防止する等のための調査・検査体制の充実を図ると書いてあるわけですが。ところが今回上下水道局が一括委託した水道機工(株)は岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事をめぐって談合を行った5社の1つと指摘された企業です。これは前澤工業(株)の幹部があっせん利得処罰法違反事件をめぐって供述したもので、水道機工(株)とともに日立プラント、荏原製作所、神鋼ソリューションの名前が明らかになっています。

問われるのは、上下水道局が、この水道機工がそういうふうに言われておる会社であるというのを承知の上で入札参加させたかどうかということなんですね。上下水道局、この供述内容についてはいつ知りましたか。

○ 上下水道部総務課長

この・・・

○ 委員長

ちょっと待って。指名してから答弁してください。

今のですが、今係争中の分でしょ、これは。違うんですか。

(兼本委員の「今言ってるのは前澤が裁判で言ったのを上下水道がいつ知ったかと、指名に入れたのは・・・」という声あり)

暫時休憩します。

休憩 11:48

再開 11:48

委員会を再開します。

○ 上下水道部総務課長

刑事確定記録につきましては、平成18年12月1日に入手しております。

○ 川上委員

そうじゃないんですね。

今の答弁だと、あなた方はここに書いているように入札参加資格確認を10月16日にしてるんだから、自分たちがこの問題知ったのは、12月1日であるかのように聞こえるじゃないですか。そういう答弁求めたんじゃないで、こういう談合しましたという告白があったわけでしょ。いつ上下水道局は知ったかというふうに聞いてるんです。

○ 上下水道部総務課長

裁判の傍聴をいたしまして、第1回公判で5月11日以降に知りました。

○ 川上委員

この書いてる10月16日の5カ月前にあなた方知ったんですね。こういうふうに言われてるということ知ったわけでしょ。水道機工についてはあなた方は既に昨年4月から明星寺と鯉田の2つの浄水場の管理運転を委託しておったので、大変驚いたでしょ。

○ 上下水道部総務課長

別に驚いておりません。

○ 川上委員

私は大変驚きましたけどね。さすが総務課長になったら驚かないですね。

自分のところの重要な浄水場を明星寺と鯉田、2つね、管理運転委託させてる企業がことあるうに合併した相手の岩崎浄水場に絡んでね、談合していたと指摘されたことを聞いても驚かない。なぜ驚かないのか、ちょっと私は驚きますけど、まあ驚かなくてもいいですよ。5社で談合したという供述内容が事実であるかどうか、あなた方、どういう調査をしましたか。

○ 上下水道部総務課長

業者の方、事情聴取いたしまして、平成18年7月から8月下旬にかけて、各業者の方に事情聴取しております。その辺について確認等をいたしております。

○ 川上委員

問題は各業者さん事情聴取して、あなた方談合したというふうに供述どおり確認できれば指名停止かなんかするわけでしょ。だから今回の一括民営委託には当然入札参加できないわけですね。それであなた方は7月に事情を聞いたんですね。談合の事実ないというふうに言われたんですね。

そこで水道機工には調査をしましたか。

○ 上下水道部総務課長

水道機工の方にも事情は聞いております。

○ 川上委員

その調査はポイントですね。事情聴取はいつどこで誰から行ったのか、それ聞かせてもらっていいですか。

○ 上下水道部長

7月11日、上下水道局会議室でございます。呼んだ担当者についてはちょっと資料持ち合わせておりませんので、氏名等については現在持ち合わせておりません。

○ 川上委員

おそらくその方は、検察官に対して、談合しましたと言って、のちに贈賄罪で有罪が確定した方ではないんでしょう。

その方からお話聞いて、どういうことが分かりました。

○ 上下水道部長

さっきの話では、水道機工の事情聴取であって、前澤工業の事情聴取ではないということで理解して・・・。

○ 川上委員

私も若干混乱しました。その結果、どういうことが水道機工、事情聴取してわかりましたか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:54

再開 11:55

委員会を再開します。

○ 上下水道部長

内容の主旨は談合をやってないということございまして、このやり取りについては前提といたしまして事情聴取については部外秘というような形でしておりますので、詳細についての答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○ 川上委員

そのところが本当は重要なんです。向こうは談合してないって言ったんですね。上下水道局はどう考えたかです。相手はそうだったけど、どうもやっぱり談合してるということであれば入札参加できないでしょ。上下水道局はその調査をしてどういう認識をもったんですか。

○ 上下水道部長

当時は係争中でもありましたので、判断については判断しかねる状況にありましたので、捜査、それから裁判の経過を見て判断したいと考えました。

○ 川上委員

事業管理者も、発注者じゃないですけども副市長も、変なことに気がつくでしょ。つまり、

談合していないと認定したわけではないんですよ、上下水道局は。司法の判断待ちたいと言ったんですね。思ったんでしょ。司法の判断待つ間、シロかクロか分からないけれども、この3年間で5億8470万円もするような仕事には入札参加させようというふうに発展していくんですね、あなたたちの認識は。市民の目から見たらね、調査をした、この企業は談合してない、分かったから市民の命の水ですよ、扱う仕事、入札参加させてもいいじゃないかということになるかもしれないけど、上下水道局はシロとみなさなかったんだから。それなのに、あなた方がこの水道機工を入札資格与えた理由は何ですか。

○ 上下水道部長

逆に確定してない部分についてその業者を排除することは業者にとって不利益という形も生じますので、指名に入れて入札を行ったわけでございます。

○ 川上委員

不利益になるから水道機工はやってませんと言っているわけですね。水道機工はあなた方が今年の4月から75の上水施設、一括民間委託することを知っていたわけですよ。だから一般的にも談合しましたと言わないけど、もう自分たちが2つもうやってるわけですよ、明星寺と鯉田と。そして来年は全部自分たちがしたいと思ってるわけじゃないですか。そのときに絶対言いませんよ。談合やりましたとかね。

問題はあなた方のそういう問題に対する決意、姿勢の問題に関わるんだけど、別に変なことが分かるんですよ、この資料で。最初の資料集の中に18ページと19ページに23番と24番ですが、終末処理場処理水再利用設備改築機械工事があるんですね。これは落札した業者は荏原エンジニアリングサービス株式会社ですね。これは談合したといわれている荏原製作所のグループ会社ですね。隣見てください。指名業者名があります。この中に字が小さいけれども、上から4つ目に(株)日立プラントテクノロジーとありますでしょ。これは同じく談合したと指摘されているグループ会社ですよ、日立プラントのね。それから2つ下、(株)神鋼環境ソリューション、これも5社の1つでしょ。この2つは、そしてその下が荏原エンジニアリングサービスですが、この神鋼と日立は辞退してますね。これは辞退理由が分かりますか。

○ 上下水道部総務課長

辞退理由は分かりません。聞いておりません。

○ 川上委員

じゃあ、24番の終末処理場水処理設備改築機械工事、同じように見てみましょうね。落札業者名、(株)水機テクノス、これはどういう会社ですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 12:01

再開 12:01

委員会を再開します。

○ 川上委員

答弁なかなか立てないようですが、これは事業管理者ご存知でしょ。水道機工の優良グループ会社ですよ。隣、指名業者見てください。上から4段目にありますね。日立プラントテクノロジー、これ入札参加してますよ。下の神鋼環境ソリューション、これは今言ったとおりですが、辞退してますね。この辞退理由は分かりませんか。

○ 上下水道部総務課長

辞退理由については分かりません。

○ 川上委員

談合したと指摘されてる5つの会社が直接浄水場の方でも入札に参加する。それからグループ会社も含めて今度は下水の方にも堂々と入札参加してるわけですよ。あなた方それ許したわ

けね。この理由なく辞退をしておったとか、辞退していないとか、落札をしたとかいうところにこの5つの会社の特別な関係を私は見るわけです。なぜかというとな岩崎浄水場事件で裁判の過程で明らかになってますけども、前澤工業を、何が何でも前澤工業に仕事させるためにクボタ、当初元町長がこれで行こうというふうに言っていたといわれるクボタ、これを排除して前澤が仕事取れるために業者選考、そのようにやってくれということでしょう。だからこの5つのグループだと前澤が確実に仕事を取れるというそういう間柄のグループですよ、この会社は。あなた方も読んでるでしょ、供述調書。有罪になった幹部が社員に、もうずっとやってきていることだから君でもやれるということで1回目行かせたんでしょ。そして神鋼ソリューションだけが長々説明を求めてきたというので、今度は幹部が行ったという。リアリティありますよ。しかしいずれにしてもこの5社というのは、もうそういう間柄なんですね。これは本社だけがそうだというわけじゃないですよ。私はそう思います。だからこの問題についても上下水道局は関心を払わなければならないと思うんです。

それで、いずれにしてもそういう状況の中で、水道機工を入れて来年、再来年まで仕事するわけですね。住民訴訟が一定の段階で判決が出るでしょ。その結果にもよると思いますけど、今の段階で上下水道事業管理者は、水道機工を入札認めたことについて何か思うことはありませんか。

○ 上下水道部長

先ほど答弁しましたように、水道機工については談合容疑等で捜査当局の方でも十分調べており、その結果談合の処罰法等については起訴されておりません。また調査等報告を作成するために関係者等の事情聴取を行いました、否定されている状況でございまして、指名を行い、正当な入札によって落札、業務を請け負ったものと考えております。

○ 川上委員

事業管理者、思うところないですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 12:06

再開 12:07

委員会を再開します。

○ 上下水道事業管理者

今部長が答弁しましたように、私ども● ●的なものもございまして、結果で判断したいというふうに思っておりますので、その点ご理解お願いしたいと思います。

○ 川上委員

司法に預けましたというような姿勢は、発注責任者としては申し訳ないけど情けない。あなた方は、上下水道局の場合は市民から使用料という形、いろんな形でお金預かって、それで給水事業やってるわけじゃないですか。それで事業やってるわけで、それでシロかクロか分からないというのが目の前に来て、目の前に来たんじゃないですね、あなた方来てくれと頼んだんですね。入札参加してくれと頼んだんでしょ。(発言するものあり) 頼んだんですよ、照会したんだから。ここには20社書いてありますけど、6社が応札の意思を明らかにしたんですね。そして1社は、6社応札の意思を明らかにしたんだけど、実際にあなた方が指名したのは5社でしたね。1社どうなったんですか。

○ 上下水道部総務課長

当初6社ありましたが、1社につきましてはヒアリング前に辞退の方されております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 12:09

再開 13:09

委員会を再開します。ほかに質疑ありませんか。

○ 川上委員

最後に出していただきました資料見ると、3枚目に事業管理者名で指名登録業者各位、ですから全てに通知した文書があるんですね。これで10月16日に呼びかけて、2枚目に戻りますが、入札参加申込業者として左の方に提出と書いてあるところが、丸印が入札参加申込業者ということなんですね。ところが1枚目の12月13日にヒアリングというところがありますけども、ヒアリングの結果、合格となったのは5社と。名前見比べますと、1社、荏原エンジニアリングサービス(株)九州支店が辞退をしたということが分かるわけですね。それでこの荏原エンジニアリングサービス(株)、辞退理由が分かりますか。

○ 上下水道部総務課長

辞退理由でございますが、技術提案説明会の方には参加しておりましたけれども、技術提案を未提出ということでそのまま辞退ということになっております。未提出の理由については確認はしておりません。

○ 川上委員

る質問してまいりましたが、水道機工への一括発注問題をめぐっては、談合した、していないと確認できない水道機工に入札を認めるし、その一方で談合したと指摘されている各社本体、本社あるいはグループの関連会社下水の工事をめぐっても、私に言わせれば分かりにくい行動をとっております。ですから、私はそこそこの問題についてキチンと光を当てて、調査をしておく必要があるというふうに思うんですが、最後に事業管理者の答弁を求めます。

○ 上下水道部長

今回の一連の事件に関しましては、職員も不適切な事務というような形で処分を受けておるところでございます。したがって職員に対しましても機会あるごとに公務員としての綱紀の保持、業務遂行にあたりましての公正性、透明性の重要視について周知を図っておるところでございます。ちなみに上下水道局におきましては、毎週月曜日には課長補佐以上の定例会を開催いたしまして、情報交換、各課の協力体制の確立、事業の認識の共有等、職場風土の改善に努めておるところでございます。また現在検討中の入札制度の改革につきましても、上下水道局職員も会議に参加いたしまして、市長部局と連携いたしまして、改革に向け取り組んでいるところでございます。そのほかに、本年2月には、不適切な業者に対する的確な対応・調査を検討する飯塚市上下水道局指定工事店等の調査委員会設置要綱を規定いたしますとともに、関係業者であります管工事組合等へ周知したところでございます。

以上のように当該事件を教訓に、今後は市民から疑念を持たれることのないよう上下水道局の事業の公共性に鑑みまして公明、公正な業務遂行に精励する決意でございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:14

(委員長交代)

再開 13:14

○ 副委員長

委員会を再開します。

○ 原田委員

午前中の反省を踏まえた上で、平成18年度は非常に落札率が高かったという、これが結果が如実に出てるわけでありますが、現在ランク幅はAランクからFランクの6ランクになっておるかと思いますが、落札というのは、これ見ると10社から20数社にわたって指名業者が入り、その中で落札するわけですね。談合というのは、たとえばこの20数名が共同して行う

行為ではないかと、そういうふうに認識をしておるところなんです、例えば5社よりも10社、10社よりも20社が談合に進みにくいというのはこれ1つの事実かと思えます。現在6ランクありますけれども、この幅を、やはり今申しましたような理由でランクをもう少し幅を持たせると、例えば6ランクあるのは4ランクとか、こういったことは今後検討というのはどうなんでしょうか。ちょっとお伺いをいたしたいと思えます。

○ 契約課長

今のご質問で、現在6ランク、土木建築あたりは6ランクで区分しておりますが、4ランクとかあるいは3ランクにとすることで競争性を高めるというような内容だと思えますが、今後一般競争入札の導入につきまして現在検討いたしております。その中でそういったことも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

○ 原田委員

それでは18年度はもう資料が出ておりますけれども、最近の落札状況についてお尋ねをいたしたいと思えます。19年度のここ直近、だいたいどのような落札率になってますか。分かる範囲で結構ですが教えていただきたいと思えます。

○ 契約課長

今ちょっと手元に資料は持ってきておりませんが、最近の状況としまして、土木のAランクでは何件かが最低制限価格で応札をされた中でくじ引きという形が出ております。それからDランクにつきましては、70%を下回るような入札が、最近何件かがあっております。

○ 原田委員

今説明いただきましたけども、ということは最近では非常に落札率が低いということですね。私聞きおよぶところによりますと、60%を切って58で落札という事例もあったかと聞いております。そうなりますと、確かに安かろう、良かろうということであれば本当にいいんですが、そうなりますと今度は管理監督責任が当然発生してくるかと思うんですよ。例えば1500万円あたりのが60%で落ちるとかなりの金額の差が出てきます。果たしてそれで正当な工事ができるのかという問題が出てくるかと思うんですよ。そうなりますと、先ほど兼本委員からご指摘ありましたような、そういうキチンとした管理監督できる技術者がいるのかどうかということなんですよ。例えば58、60、62とかいう落札率でいきますと、もし何か工事に、建設が終わりまして不手際が出てきたと、また不適箇所が出てきたときにその管理責任というのは問われるかと思うんです。このあたりについては現在どのようにお考えかをお示しをいただきたいと思えます。

○ 契約課長

確かに最近では低価格での入札が起こっておりますが、低価格での入札になりますと、当然手抜き工事による品質の低下、あるいは下請け業者へのしわ寄せとか、そういったものが懸念されますので、今後は現在の最低制限価格を5千万円以上と就労事業についてのみ設定しておりますが、その引き下げなどを含めまして今後検討して行きたいというふうに考えております。

○ 原田委員

先に最低価格が出てしまいましたけども、私もその最低価格というのについてぜひ検討いただきたいと思えます。そうすることでやはり健全な経営に基づいた工事が行われるのではないかと、このように考えるところであります。

それではもう1点、これは土木建設それから水道関係になってまいります、もう1つ、今後の入札制度の中で、指定管理者の入札というのが今後入ってくるかと思えます。土木とか建設だけじゃないですね。今からどんどん指定管理者が入ってくる場合に、この入札制度について、これは今までの建築・土木に関する入札とどのような扱い、またそういった違いというのはあるんでしょうか。それとも同じ扱いでいかれるんでしょうか。お尋ねいたします。

○ 総合政策課長

指定管理者制度によりまず指定管理者の選定につきましては、地方自治法の中で、入札とは全く異なる取扱いというふうになっております。同じ仕様の中で、入札の方は同じ仕様をどういうふうな経済効果で落札をされるかという制度でございますが、指定管理者の方は、サービスの向上は大きく、そして経済的なものは簡素といいますか、安くと、そういう二面性を持っておりますので、入札制度とは異なるという制度と認識をしております。

○ 原田委員

基本的な部分が違うということですね。そうなりますと、ここで1つ私お聞きしたいんですが、こういった土木建設関係、こういった入札制度については、地場企業育成というのが一応縛りがございますね。ところがこの指定管理者の入札という形になるかと思えますけれども、こういったことについては、縛りその他、そういったものは全くないんですか、あるんですか。今後どうなるんでしょうか。お尋ねをいたします。

○ 総合政策課長

指定管理者制度につきましては、広く公募という形を行っております。またそんなふうに国あたりの指導もございます。それで地元だけという縛りはございませんが、ただ私ども指定管理者の条例の中では、合理的な理由がある場合につきましては随契と、公募にかけないでよろしいという例外規定はございます。それ以外は原則公募ということになっております。

○ 原田委員

今合理的な理由があればという、ちょっと例を挙げて説明いただけますか。

○ 総合政策課長

新市になりまして数件の指定管理者の選定を行っておりますが、原則まだそういう事例には出ておりません。ただし、来年4月以降導入予定でございます市立飯塚病院につきましては公募という形は、合理的な理由といいますか、お願いするところは非常に狭められておりましたので、これが公募以外ということで今の実績はございます。

○ 原田委員

分かったような、分からないような、ちょっと分かりにくかったかなと思うんですけども、今後指定管理者というのがどんどん進んでくると思うんですよ。そうなったときに何らかのキチンとした整理できるような、整合性のある形をとっていかないとその都度その都度あちから今回は県外から、今度は地場からとか、そういう形じゃなくて、あるいはキチンとした文言の整理なり何なりをやって、それからこれに向かっていくべきではなかろうかと思うわけですけど、そのあたり今この指定管理制度にどんどん進んできておりますが、どんなふうに考えをお持ちかお伺いをしたいと思います。

○ 総合政策課長

基本的には先ほど申しましたように、公募でございますので、ホームページ等々の応募要項を載せております。ということで、特段この施設は近場の地域、この施設につきましては全国的という仕切りはございません。一応広く公募をかけるという形になっております。基本的にはこの考えは今後も続けていくということでございます。

○ 原田委員

それではこの指定管理者制度の入札の選定について、落札までの。選定についての手順と申しますか、流れはどんなふうになっておりますか。

○ 副委員長

暫時休憩します

休憩 13:26

再開 13:26

委員会を再開します。

○ 原田委員

今の質問、ちょっと所管から外れておるようでございますので撤回させていただきます。

それでは、入札制度について、指定管理の方も若干入ってまいりましたけども、非常にこちら辺、まだまだ今からのことでございますので、しっかりと精査していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

○ 副委員長

暫時休憩します。

休憩 13:27

(委員長交代)

再開 13:27

○ 委員長

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

今まで過去の入札、いろんな指摘がありまして、高止まりという指摘はこれは資料を見ますと一目瞭然ですから、これをいかにして少なくするかということに今後の努力になると思えますけど、ここ近々、土浦と取手と行政視察行ってきました。いろんな都市によって公共工事に頼るところと、民間の工事に頼るところとはいろいろその地区によって違いますけどね、いずれにしても国の方としましても一般競争入札の導入拡大については、地方自治体に対してぜひ取り入れてやるべきだという指摘を受けております。そういう中で飯塚市も今言うようにせっかくの入札制度の改革ということですので、いっぺんにということは難しいかもしれませんが、原田委員が言われたように業者を拡大するというようなこと、AランクだけじゃなくしてA、Bも対象にするとか、CランクでしたらB、C、Dまで入れてやるとか、いろいろあろうと思えますけど、一般競争入札取り入れるための条例とかそういうもの、手続要綱とか何とかについてはある程度検討してもらって、次回の委員会ぐらいにはこういう方法でやったらどうかということについての検討資料を出してやっていただきたいと思えますけど、次回の委員会、いつになるか分かりませんが、どうせ明けてになると思えますので、本会議もあるから大変でしょうけれども、そういうことの取り組みはどうですかね。

○ 契約課長

今委員言われました一般競争入札の導入の件でございますが、今実施の方法、具体的な方法いろんな条件のつけ方、そんなことにつきまして、現在検討をいたしております。それで、どうせこれは導入はしていかないといけないというふうに考えておりますので、できるだけ早いうちに素案を提案したいというふうに考えております。

○ 兼本委員

その際にはぜひAランクだけとかBランクだけとかいうことじゃなくして、競争性の拡大ということになりますと業者数を見直すのも1つの方法であるけど、AランクもBランクも入れるということが拡大の方法にもなります。だから点数で何点以上ということ最低を決めるとそれから上のやつは全部入るということになるし、業者を見直す、ランクを見直すことについても、指名競争入札と平行してやっていくわけですから、業者見直しも必要かと思えますけど、一般競争入札については数多く入れるということですね。それから先ほど高止まりの落札については後で調査したらどうかという提言が川上委員から出ておりましたね。これはやりませんということでしたけど、ぜひ他の自治体の方もこういう高止まりのときにはどういうふうな形でやってるのかということ行政によっては検討してる自治体もあろうと思うんですね。だから今の段階では飯塚市については検討はしないということで結構ですけど、やはり他の自治体においてそういうふうにも99.8とか99.6という形の中で落ちてきているような自治体については、それを是正するためにはどうやってるのかということもぜひ検討していただいて、やっていただくことも今後の入札制度の改革と同時に1つの、業者に対する縛りにもなってく

ると思うんですね。あまり高いと調べられるぞというような形で。そういうふうなものもよその自治体で全国数千団体ありますからね。いろんところで入札の高止まりについては何とか行財政改革と絡めて下げていこうという、それかもしくは工事の単価を見直して今の1千万円のやつを800万円くらいで出すというような設計金額やってるところもあるかも分かりませんが、いずれにしても飯塚市だけじゃなくしてよその自治体を参考にしながら、落札率の低下ということにやっていただいて、市民の税金を有効に使っていただくように検討していただく必要があろうかと思えます。併せて総合評価方式の中にも高止まりのときには総合評価方式で、これちょっと無理かなと思うんですけど、いろんところもありますんで、その方の検討されて、一般競争入札を取り入れるのであれば、全体を全部見直すような考えで検討されて、早い時期にこういう方法でやりたいということを試案を出していただいて、そして委員会でそれをたたきながら高止まりの、新聞に書かれないように、談合が常態化してるというようなことも書かれないようにやるのも1つの行政の大きな責任であるし、またそれを監視する議員の責任でもありますので、ぜひそういう点を大変だと思えますけど、早い時期に出していただいて、そして検討させていただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

○ 安藤委員

私も一緒に視察をさせていただきまして、大変勉強になったわけですがけれども、一般競争入札を導入すれば高止まりがなくなるのかということ、まあそうでもないという事例もございましたので、やっぱり談合しにくいルール作りというのがやっぱり本当に求められていると思えますし、談合したときの罰則規定はどうなってるのかという部分でいえば飯塚市の方がもっと厳しかったりとかいうことではございますけれども、やっぱりそこらへんも含めて、これからの入札制度にぜひ生かしていただきたいと、そういう部分で皆さんでまたたたき上げてよりいいものを作っていければというふうに思ってますのでよろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審議をするということで、継続審査としたいと思えますがご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市男女共同参画プランについて」報告を求めます。

○ 男女共同参画推進課長

飯塚市男女共同参画プランについてご報告いたします。お手元に男女共同参画プランを配付させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

飯塚市男女共同参画プランは、男女共同参画社会の実現のために達成すべき目標を定め、そのための具体的な施策等を体系化したものでございます。

策定にあたりましては、飯塚市男女共同参画推進委員会に計画策定専門部会を設置いたしまして、昨年8月に実施いたしました「男女共同参画に関する市民意識調査」の集計データおよび「飯塚市男女共同参画推進条例」、旧飯塚市の「いいづか男女共同参画プラン」を踏まえまして、計画策定専門部会7回、推進委員会2回の審議を重ねまして、平成19年8月27日に市長への答申が行われ策定したものでございます。

本プランは、350冊、ダイジェスト版2000部を作成いたしまして、県内の男女共同参

画行政担当機関はもとより、市内の行政機関、学校などの教育機関、市議会議員に配布させていただきます。また2000部作成いたしましたダイジェスト版につきましては、講座等あらゆる機会を通じまして、市民の方にもぜひ周知・広報をしていくところでございます。

今後は、この「飯塚市男女共同参画推進条例」および「飯塚市男女共同参画プラン」に基づき、関係機関と連携を図り、また市民・事業者等の皆様のご理解ご協力を得ながら男女共同参画社会のまち飯塚市の実現をめざしてまいりたいと存じております。

以上で飯塚市男女共同参画プランについての報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、平成19年度職員採用試験合格者の決定について報告を求めます。

○ 人事課長

平成19年度職員採用試験合格者の決定についてご報告いたします。

平成19年度職員採用試験の最終合格者を11月9日に決定し、本人あて通知いたしましたので、その概要をご報告いたします。

本年度の職員採用試験は9月16日に第1次試験を、行政事務上級受験者163名、初級受験者72名、行政事務上級障がい者対象受験者1名、初級障がい者対象受験者1名、土木受験者5名で実施し、10月5日に行政事務上級20名、初級10名、土木2名を1次試験合格者として発表いたしました。その後10月26日・27日に2次試験を行政事務上級試験者20名、初級10名、土木受験者2名で実施を行いまして、11月9日に行政事務上級10名、行政事務初級5名、土木2名を最終合格者として決定をいたしまして、平成20年度職員採用候補者名簿に登載いたしますとともに、同日付で本人に郵送により通知をいたしました。最終合格率は行政事務上級が16.3倍、行政事務初級が14.4倍、土木2.5倍となっております。以上簡単でございますが、試験の発表とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 市場委員

男女別とか、市内の人とかいうのは、公表できんわけですか。

○ 人事課長

男女別でございますが、男女比でございます。行政事務上級が男性5名、女性5名。市内が7名、そして市外が3名でございますが、市外については筑豊地区の出身の方でございます。それから初級は男性5名、市内が2名、その他3名につきましても、筑豊地区の出身の方でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「職員の不祥事について」報告を求めます。

○ 人事課長

職員の不祥事についてご報告いたします。

職員の不祥事、正当な理由なくして欠勤をいたしました職員への懲戒減給処分につきましてご報告をいたします。

当該職員は総務部の30名の男性主任級職員でございまして、無断欠勤日数は7日、懲戒処分の内容は減給10分の1を6月でございます。当該職員の勤務状況については、特段の問題

があったわけではございませんが、業務外の私的事項での悩みを原因といたしまして、9月26日から10月4日までの7日間において、有給休暇の申請もなく連絡不通のまま無断欠勤に至ったものでございます。

当該職員は合併前にも私的事項による無断欠勤を行い、減給処分を受けておりまして、それにもかかわらず再び無断欠勤を行ったことは全体の奉仕者としてふさわしくない非行でございまして、市職員としての自覚が欠如したものとと言えます。

そのため人事諮問委員会に諮問を行い、その答申内容をもとに平成19年10月31日付けをもって減給処分10分の1、6月といたしたところでございます。

当該職員は現在は私的問題も解決いたしまして、通常勤務をいたしておりますが、今回の事案が全体の奉仕者として、その服務に対する自覚が欠如した行為でありますことから、今後さらに服務意識の徹底、資質の向上に向け強力に指導を行ってまいり所存でございます。以上簡単でございますが、職員の不祥事についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」2件一括して報告を求めます。

○ 管財課長

まず1件目の事故でございますが、旧穎田町での事故でございます。

さる9月18日に午前11時40分頃、穎田支所経済建設課職員が公務を終え、帰庁する途中で穎田地内のT字路において前方車輛の発進を確認した後、一旦停車し、左右を確認を行い、右折しましたが、前方車輛が左側からの直進車輛の通過により急に停止したため、ブレーキをかけましたが間に合わず、後ろから衝突したものです。

双方に人身の被害はなく、車輛の損傷の程度は、公用車が右ボンネットおよび右フロントバンパー、相手側はバックパネルおよび左テールランプの修理が必要です。

事故の原因ですが、市職員の前方不注意によることが主たる原因だと考えております。この事故にかかる損害賠償につきましては、現在相手方と協議中でございます。

もう1件ですが、旧穂波地内です。去る9月20日午後2時50分頃、保護課職員が訪問調査中、弁分のコンビニエンスストア前のT字路を県道から市道小正弁分線へ右折したところ、同小正弁分線から一時停止線を越え、侵入してきた車輛と衝突したものです。

双方とも人身にケガはなく、車輛の損傷の程度ですが、公用車は右リアドアパネルおよび右リアバンパーで、相手側は右フロントバンパーの修理が必要となっております。

事故の原因ですが、相手方車輛が一時停止線を越えて進入してきたことが主たる原因です。この事故にかかる損害賠償につきましても、現在相手方と協議中でございます。

いつもいつも事故の報告いたしておりますが、機会あるごとに安全運転に心がける更なる注意を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上簡単ですが、交通事故の報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。